

# 金津創作の森入居要綱

平成16年3月1日  
告示第52号

## (目的)

第1条 この告示は、金津創作の森(以下「創作の森」という。)への入居に関する基準を定め、良好な創作環境の維持増進を図ることを目的とする。

## (入居者の募集)

第2条 入居者の募集は、公募又は推薦の方法により行う。

2 公募は、次に掲げる方法のうち2以上の方法で行う。

- (1)新聞
- (2)雑誌
- (3)ラジオ
- (4)テレビ
- (5)市広報
- (6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

3 財団法人金津創作の森財団(以下「財団」という。)理事若しくは評議員又は入居作家は、公募以外の入居希望者を推薦することができる。

## (入居の要件)

第3条 創作の森に入居できる者は、入居申込時に年齢が満55歳未満の者を原則とし、次に掲げる要件を満たす創作活動を業とする者(以下「作家」という。)とする。

- (1)創作活動を継続的に行うことができる者
- (2)創作の森を活動の拠点とすることができる者
- (3)あわら市民になることができる者
- (4)地域住民の創作活動等を積極的に支援することができる者
- (5)作品等の発表及び展示を積極的に行うことができる者
- (6)市内の作家と相互交流を図ることができる者
- (7)別途締結するあわら市金津創作の森入居協定書(以下「入居協定書」という。)に規定する費用負担ができる者

### **(入居申込み)**

第4条 前条に規定する入居要件を満たし、創作の森に入居しようとする者は、2人の連帯保証人を定め金津創作の森入居申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

### **(入居者の選考等)**

第5条 前条の規定により入居申込みがあった場合、財団理事会は、評議員会の意見を聴いて入居者の選考を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告に基づき入居者の決定を行い、入居を認めた者には金津創作の森入居決定通知書(様式第2号)により、入居を認めない者には金津創作の森入居不決定通知書(様式第3号)により速やかに通知しなければならない。

### **(入居補欠者)**

第6条 市長は、前項第2項の規定により入居者を決定する場合において、必要と認める数の補欠入居者を決定することができる。

2 市長は、前項の規定により補欠入居者を決定したときは、金津創作の森補欠入居決定通知書(様式第4号)により速やかに通知しなければならない。

### **(入居事務等の委託)**

第7条 市長は、第2条から前条までに規定する入居事務等について、財団理事長に委託することができる。

### **(入居の手続)**

第8条 創作の森への入居が決定した者は、入居区域が決定した日から1箇月以内に次に掲げる手続きをしなければならない。

- (1)入居協定書を締結すること。
- (2)土地賃貸借契約書を締結すること。
- (3)連帯保証書を提出すること。

### **(その他)**

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年3月1日から施行する。

# 金津創作の森入居申込書（公募・推薦）

申込者	現住所				電話連絡先
	本籍				自・勤 — —
	氏名			入居可能 年 月	年 月
家族の状況	氏名	生年月日	続柄	勤務先等	前年の年収
		. .	本人		円
		. .			円
		. .			円
		. .			円
		. .			円
		. .			円
		. .			円
活動の分野					
現在までの創作活動の状況					
現在までの入賞作品の状況					
連帯保証人	本籍				
	現住所				
	氏名			④	
	生年月日	年 月 日	年 月 日		
	申込者との関係				
	職業				
	電話連絡先	自・勤	— —	自・勤	— —

上記のとおり、金津創作の森への入居申し込みをします。  
この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

あわら市長 様

申込者氏名 ④

---

推薦者氏名 ④

---